

【まちの寄事業 募集要項】

（募集日程について）

募集を行う日程については、横須賀商工会議所 HP・横須賀市 HP・広報紙等に掲載します。

（事前説明）

本事業を申請する前に「まちの寄」事業について、担当者から主旨等について説明をさせていただきますので、必ず事前にご連絡下さい。

（申請方法）

以下の所定の申請書式（①～⑥）に記載の上、横須賀商工会議所まで提出（窓口提出または指定のメールアドレス宛送信）すること。

- ① 「まちの寄」事業申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書（開店時）
- ④ 事業の収支予算書（創業時および1年後）
- ⑤ 空き店舗証明書
- ⑥ 不動産物件の概要（物件募集チラシ等）

※申請書式は、横須賀商工会議所 HP・窓口等により配布します。

（事業者の募集と認定について）

横須賀商工会議所では、当事業に該当する事業者を募集・認定します。

また、当事業へ応募した事業者は「まちの寄」事業審査会に出席し、事業計画等をご説明いただき、審査を通過することで、事業の認定を受けることができます。

（審査会について）

「まちの寄」事業審査会の開催日程は、応募した事業者に個別に通知します。

審査員は中小企業診断士などの経営の専門家、大学教授などの学識経験者、横須賀商工会議所役職者で構成され、鄭出書類と面接により応募事業者の審査を行います。

審査項目は、①地域コミュニティへの寄与度、②事業の継続性、③事業の採算性、④事業に取り組む姿勢、⑤面接 の5項目となります。

（審査結果）

審査において一定基準を満たした事業者を認定、結果は審査翌日までに応募者に通知します。

当事業の認定を受けた事業者には、当所が開業および開業後のサポートを行う他、横須賀市が実施する「空き店舗出店促進事業補助金」の適用要件となる「まちの寄」事業認定証を発行します。

なお、事業の認定を受けた場合であっても、出店予定店舗の変更、予定していた融資がおりない等、事業計画に大幅な変更があった場合には、随時商工会議所事務局まで報告して下さい。状況によっては認定に条件を付与または取消とする可能性があります。

以 上